

CAD/CAMブリッジの保険収載 について（令和8年6月1日適用）

（保医発 0529 第2号，中医協資料に基づき作成）

令和8年5月13日の中医協総会にて下記の医療機器の保険適用が了承され，同年6月1日より適用となった。診療報酬改定までは，高強度硬質レジンブリッジの所定点数を準用して算定することとなっており，以下にその内容を解説する。

1. CAD/CAMブリッジ《CAD Br》

●算定点数

高強度硬質レジンブリッジを準用：所定点数 **3,000点**

+ CAD/CAMブリッジ用材料（1装置につき） **1,170点**

●概要（中医協資料より）

①特徴

- 本品は，ブリッジ補綴を行うための，グラスファイバーをフレーム材としたレジンプロックである。
- CAD/CAM冠の切削加工技術を応用し，本品を歯科用CAD/CAM装置により切削加工し，歯冠補綴物（CAD/CAMブリッジ）を製作する。
- なお，CAD/CAMブリッジについては，日本補綴歯科学会および日本歯科理工学会両学会から「コンポジットレジンを用いた3ユニットCAD/CAMブリッジの具備すべき機械的性質要件に関する基本的な考え方」が発行されている。

②臨床上の有用性・安全性

- 既収載品の高強度硬質レジンブリッジの適応は，原則として失活歯のみであったが，本品は生活歯の支台歯にも使用可能である。
- 高強度硬質レジンブリッジの製作工程が煩雑であることに対して，本品はCAD/CAM冠の切削加工技

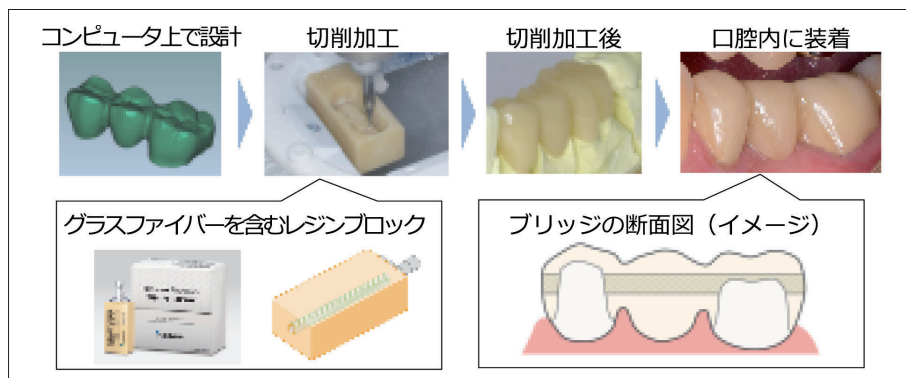


図 CAD/CAMブリッジの概要（令和8年5月13日中医協総会資料〈出典：企業提出資料〉より）

術を応用することで、煩雑さの解消が図られる。

- また、本品は、既取載品の高強度硬質レジンブリッジと比較して、材料強さは、同程度であることが確認されている。

③ 適応範囲

- 第二小臼歯または第一大臼歯の1歯中間欠損部に対する、ポンティックを含む3歯ブリッジ

● 関連通知等の改正

① 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

改定前	改定後
<p>【高強度硬質レジンブリッジ】 (1)～(4) 略</p>	<p>【高強度硬質レジンブリッジ】 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) CAD/CAMブリッジ用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物（CAD/CAMブリッジ）は、第二小臼歯または第一大臼歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジに該当する場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>(6) CAD/CAMブリッジを装着する場合は、次により算定する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ M001に掲げる歯冠形成の「1の口 非金属冠」または「2の口 非金属冠」ならびにM001に掲げる歯冠形成の「注1」、「注5」または「注8」の加算を算定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 印象採得を行った場合は、1装置につき、M003に掲げる印象採得の「2のこの（1）支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」を算定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 咬合採得を行った場合は、1装置につき、M006に掲げる咬合採得の「2のこの（1）支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」を算定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ 装着した場合は、1装置につき、M005に掲げる装着の「2のこの（1）支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」、M005に掲げる装着の「注1」の加算および特定保険医療材料料を算定する。</p> <p><u>(7) 製作にあたって、または製作後に、(6)に掲げる項目以外について、必要に応じて実施した際は、各区分において、高強度硬質レジンブリッジに準じて算定する。</u></p> <p><u>(8) CAD/CAMブリッジを製作した場合は、診療録および診療報酬明細書に、「CAD/CAMブリッジ」と記載すること。なお、記載にあたっては、「CAD Br」と記載して差し支えない。</u></p> <p><u>(9) CAD/CAMブリッジに係る治療は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① 歯科補綴治療に係る専門の知識および3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。</p>

② 特定保険医療材料の定義について

新設
<p>【CAD/CAMブリッジ用材料】</p> <p><u>定義</u></p> <p><u>次のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>(1) 薬事承認または認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科切削加工用レジン材料」であること。</u></p> <p><u>(2) ガラス繊維の隙間にメタクリル酸系モノマーを含浸させ、加熱重合した棒状の芯材を、シリカ微粉末およびそれを除いた無機質フィラーを含有し、重合開始剤として過酸化物を用いたレジンで被覆し加熱重合により作製されたレジンブロックであること。</u></p> <p><u>(3) 臼歯3歯相当分の規格であること。</u></p> <p><u>(4) 芯材部分の短繊維を除くガラス繊維の質量分率が65%以上であり、レジン部分のシリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が70%以上であること。</u></p> <p><u>(5) レジン部分のビッカース硬さが75HV0.2以上であること。</u></p> <p><u>(6) レジン部分の吸水量が、37℃の水中に7日間浸漬後に 20μg/mm³以下であること。</u></p> <p><u>(7) 規格化された中間1歯欠損のファイバー補強されている3本ブリッジ形状の破壊荷重が7日間の水中浸漬後で、すべての試験片で2,200N以上であること。</u></p>

③ 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

新 設
<p>【CAD/CAMブリッジ用材料】 (1) CAD/CAMブリッジ用材料を第二小臼歯または第一大臼歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジに使用した場合に限り算定できる。 (2) CAD/CAMブリッジ用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称およびロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。</p>

● 算定方法（上記関連通知等に基づき作成）

① 適応部位

CAD/CAMブリッジ用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業用模型で間接法により製作された第二小臼歯または第一大臼歯の1歯中間欠損部に対する、ポンティックを含む3歯ブリッジ。

② 算定表

補綴時診断料（1装置につき）	90
	歯科技工士連携加算 1 +60 歯科技工士連携加算 2 +80
歯冠形成（1歯につき）	生活歯 796 (1,194) 失活歯 636 (954)
	ブリッジ支台歯形成加算 +20 (+30)
印象採得（1装置につき）	282 (423)
咬合採得（1装置につき）	76 (114)
暫間歯冠補綴装置	144 (216) [1歯につき 48 (72)]
CAD/CAMブリッジ	4,170 [所定点数 3,000 + 材料料 1,170]
装着（1装置につき）	150 (225)
	内面処理加算 1 +110 (+165)
クラウン・ブリッジ維持管理料（1装置につき）	330

※製作以後のその他の項目（除去、修理等）についても、高強度硬質レジンブリッジに準じて算定可。
 （ ）内は乳幼児・困難者加算

③ 診療録、レセプト記載

- CAD/CAMブリッジ用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料名称およびロット番号等が記載されたシール等を診療録に貼付する等により保存して管理する。
- 請求は明細書「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄で行う。「摘要」欄記載の規定はなし（本稿作成時点）。

④ 歯科医療機関の要件

CAD/CAMブリッジに係る治療は、以下のいずれにも該当する（CAD/CAM冠、CAD/CAMインレーの施設基準を満たす）歯科医療機関において実施すること。

- ① 歯科補綴治療に係る専門の知識および3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- ② 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。
- ③ 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。

追補 CAD/CAM ブリッジ

カルテ傷病名

レセプト傷病名

⑤⑥⑦ 欠損

⑤⑥⑦ MT

月日	部位	治療内容	点数	負担金
6/1		再診 明細	59+1	
		抜歯高治癒良好		
		補診 (設計略、概要図により患者に説明)	90	2
		歯技連1 (DT ●●, 内容略)	60	補
	15	OA・歯科用キシロカインCt 1.8mL 浸麻	11	
		FMC 除去	48	補
		生PZ (CAD/CAMブリッジ) ブリッジ支台歯形成加算	796+20	2 3
		象牙質レジンコーティング	46	
	17	FMC 除去	48	補
		失PZ (CAD/CAMブリッジ) ブリッジ支台歯形成加算	636+20	
	⑤⑥⑦	連imp (寒天+アルジネート)	282	2
		BT (中心咬合位, バイトワックス)	76	2
		暫間歯冠補綴装置	48×3	2 補
6/8		再診 明細	59+1	
	⑤⑥⑦	CAD/CAMブリッジ set (シール略)	4,170	1
		装着 (内面処理加算1)	150+110	2
		接レセ標	17×2	
		補管	330	
実日数 2日			計 7,191点	

保険解説

🔴 CAD/CAM ブリッジ《CAD Br》(1装置につき) (3,000点+保険医療材料料 1,170点)

- ①CAD/CAM ブリッジ用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物 (CAD/CAMブリッジ) は、高強度硬質レジンブリッジの所定点数 (3,000点) を準用して算定する。
- ②対象は、「④⑤⑥」または「⑤⑥⑦」のポンティックを含む3歯ブリッジに限られる。
- ③CAD/CAMブリッジに係る治療は、CAD/CAM冠、CAD/CAMインレーの施設基準を満たす歯科医療機関において実施する。

🔴 CAD/CAMブリッジの算定表

右上表のとおり。

🔴 CAD/CAMブリッジと高強度硬質レジンブリッジ (HRBr) の要件比較

- ①CAD/CAMブリッジは、生活歯支台への応用が認められる (HRBrは、原則失活歯のみ)。

補綴時診断料		90
	歯科技工士連携加算 1	+ 60
	歯科技工士連携加算 2	+ 80
歯冠形成	生活歯	796 (1,194)
	失活歯	636 (954)
	ブリッジ支台歯形成加算	+ 20 (+ 30)
印象採得		282 (423)
咬合採得		76 (114)
暫間歯冠補綴装置 (3歯相当)		144 (216)
装着		150 (225)
	内面処理加算 1	+ 110 (+ 165)
クラウン・ブリッジ維持管理料		330

※製作以後のその他の項目 (除去、修理等) についても、高強度硬質レジンブリッジに準じて算定可。

() 内は乳幼児・困難者加算

- ②「④⑤⑥」に加えて、「⑤⑥⑦」の設計も認められる (HRBrでは、原則「④⑤⑥」のみ)。
- ③咬合支持要件はなし (HRBrでは、第二大臼歯の残存と左右の咬合支持が必要)。
- ④使用材料の名称およびロット番号等を記載した文書の保存管理 (シールを診療録に貼付する等) が必要 (HRBrでは不要)。